

第76回 定時株主総会 招集ご通知

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主さまの安全管理の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を極力お控え下さいますようお願い申し上げます。

定時株主総会の運営に変更が生じた際は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<http://www.yorozu-corp.co.jp/>

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

開催場所 横浜市港北区樽町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ本社ビル

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

目次

第76回定時株主総会招集のご通知	1
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	42
連結計算書類	59
計算書類	62
監査報告書	66

議決権行使期限

郵送又はインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

株式会社 **ヨロズ**

証券コード：7294

株 主 各 位

横浜市港北区樽町三丁目7番60号

株式会社 **ヨロズ**

取締役社長 平 中 勉

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主さまの安全管理の必要から、書面またはインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月28日(月曜日)の当社営業時間終了時(午後5時30分)までに3頁に記載の「郵送(書面)による議決権の行使」または「インターネット等による議決権行使」に記載しました方法により議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時	2021年6月29日(火曜日) 午前10時
2.場 所	横浜市港北区樽町三丁目7番60号 株式会社ヨロズ 本社ビル
3.会議の目的事項 報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第76期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類 監査結果報告の件 第76期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
4. その他本招集ご通知に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (http://www.yorozu-corp.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以上

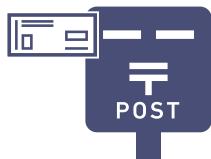
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類及びその他本招集ご通知に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.yorozu-corp.co.jp/>)に掲載します。
- ◎ 代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、代理権を証明する書面として、委任状ならびに委任する株主さま及び代理の株主さまの議決権行使書用紙をご提出ください。株主さまではない代理人及び同伴の方など株主さま以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご了承願います。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症予防のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承いただきたくお願い申し上げます。なお、今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎ 株主総会のお土産のご用意はございません。また、軽食・お飲み物のお渡しもございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会決議ご通知は、上記ウェブサイトに掲載予定です。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

株主総会参考書類をご参照のうえ、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

郵送（書面）による議決権の行使

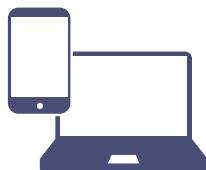


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2021年6月28日（月）
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月）
午後5時30分まで受付

詳細は次頁をご覧ください

当日ご出席の株主さま



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月29日（火）
午前10時

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のためご来場の株主さまには体温測定、マスク着用、アルコール消毒等をお願いする場合がありますほか、37.5℃以上の発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方のご入場をお断りする場合がございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

行使期限 **2021年6月28日(月) 午後5時30分まで**

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意ください
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック

3 新しいパスワードを登録する

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をクリック



- 「新しいパスワード」を入力
- 「送信」をクリック



議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
0120-173-027
通話料無料 受付時間 午前9時から午後9時まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役を含め、当社の取締役9名のうち4名が東京証券取引所の定める独立社外取締役となり、取締役会は3分の1以上、独立社外取締役で構成されることとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名		年齢	現在の当社における地位・担当		取締役会出席状況	在任年数
1	し ぞう 志藤	あき ひこ 昭彦	再任	78歳	代表取締役会長、最高経営責任者	15回／15回 (100%)	38年
2	し ぞう 志藤	けん 健	再任	51歳	取締役、副会長執行役員	15回／15回 (100%)	5年
3	ひら なか 平中	つとむ 勉	再任	62歳	代表取締役社長、最高執行責任者	15回／15回 (100%)	9年
4	さ そう 佐草	あきら 彰	再任	62歳	取締役、副社長執行役員、最高財務責任者	15回／15回 (100%)	11年
5	おお した 大下	まさ し 政司	再任 社外 独立	65歳	社外取締役	15回／15回 (100%)	3年
6	もり や 森谷	ひろ し 弘史	再任 社外 独立	64歳	社外取締役	12回／12回 (100%) ※社外取締役就任以降に開催された取締役会	1年

候補者
番号

1

し どお
志藤

あき ひこ
昭彦

(1943年1月30日生 満78歳)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1968年4月 当社入社
- 1981年10月 当社生産管理部長
- 1983年6月 当社取締役
- 1988年6月 当社常務取締役
- 1991年6月 当社専務取締役
- 1992年6月 当社代表取締役専務
- 1996年6月 当社代表取締役副社長
- 1998年6月 当社代表取締役社長
- 2001年6月 当社代表取締役社長、最高経営責任者、最高執行責任者
- 2008年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者、YGHO統括
- 2020年4月 当社代表取締役会長、最高経営責任者 現在に至る

- 所有する当社の株式数
24,474株
- 取締役在任年数
38年
- 取締役会出席状況
15回/15回 (100%)

■ 重要な兼職の状況

- 萬運輸(株)社外取締役
- オグラ金属(株)社外取締役
- 東ホー(株)社外取締役
- (株)アーレスティ社外取締役 (監査等委員)
- (株)ユニバンス社外取締役
- マークラインズ(株)社外取締役

取締役候補者とした理由

これまで当社の代表取締役会長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と豊富な経営経験に裏打ちされた経営全般に関する高い見識は、当社グループの持続的な成長に貢献するとともに、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者
番号

2

し どう
志藤

けん
健

(1969年8月29日生 満51歳)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年 5月 当社入社
- 2013年 1月 当社経営企画室付部長
- 2013年 4月 当社執行役員、経営企画室付部長
- 2014年 5月 当社執行役員、(株)ヨロズエンジニアリング代表取締役社長
- 2014年 6月 当社執行役員、(株)庄内ヨロズ代表取締役社長、(株)ヨロズエンジニアリング代表取締役社長
- 2016年 6月 当社代表取締役社長、最高執行責任者、YGH O副統括
- 2020年 4月 当社代表取締役社長、最高執行責任者、ものづくり機能グループ統括、ヨロズグローバルテクニカルセンター長、日本地域軸長
- 2021年 4月 当社取締役、副会長執行役員、長期戦略担当、日本地域軸長現在に至る

●所有する当社の株式数
83,700株

●取締役在任年数
5年

●取締役会出席状況
15回/15回 (100%)

■重要な兼職の状況

- (株)ヨロズ栃木代表取締役会長
- (株)ヨロズ大分代表取締役会長
- (株)ヨロズ愛知代表取締役会長
- (株)庄内ヨロズ代表取締役会長
- (株)ヨロズサービス代表取締役会長

取締役候補者とした理由

2016年より代表取締役社長として、また本年4月からは取締役副会長執行役員として、長期的な戦略を担当し、当社グループの経営課題の解消に向けた施策の陣頭指揮を執っております。今後も当社グループの企業価値向上に貢献することが期待できるため、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者
番号

3

ひら なか
平中

つとむ
勉

(1958年7月13日生 満62歳)

再任



- 所有する当社の株式数
7,900株
- 取締役在任年数
9年
- 取締役会出席状況
15回/15回 (100%)

取締役候補者とした理由

当社グループの営業機能統括としての確かな状況判断力と比類ない交渉力をもって幾多の販路拡大を指揮し、本年4月からは代表取締役社長として、当社グループの成長と発展を支える上で、その経験や知見を取締役会において活かすことが期待できるため、引き続き取締役として適任と判断しました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 日産自動車(株)入社
- 2003年4月 同社第二調達部主管
- 2004年4月 同社LCV事業部主管
- 2005年4月 同社第二プロジェクト部次長
- 2006年4月 同社第二プロジェクト部長
- 2007年4月 同社購買管理部長
- 2012年4月 当社入社、執行役員、営業部長
- 2012年6月 当社取締役、執行役員、YGH O営業機能統括、営業部長
- 2014年6月 当社取締役、常務執行役員、YGH O営業機能統括、営業部長
- 2015年6月 当社取締役、専務執行役員、YGH O営業機能統括、営業部長
- 2016年6月 当社取締役、副社長執行役員、YGH O営業機能統括、
営業部長
- 2020年4月 当社取締役、副社長執行役員、営業・管理機能グループ統括
- 2021年4月 当社代表取締役社長、社長執行役員、最高執行責任者
現在に至る

候補者
番号

4

さ そう
佐草

あきら
彰

(1958年8月22日生 満62歳)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年3月 当社入社
- 2002年3月 ヨロズアメリカ社最高財務責任者
- 2006年6月 当社執行役員
- 2008年6月 当社執行役員、財務部長
- 2010年6月 当社取締役、執行役員、最高財務責任者、財務部長
- 2012年6月 当社取締役、常務執行役員、最高財務責任者、YGH O財務機能統括、財務部長
- 2013年6月 当社取締役、専務執行役員、最高財務責任者、YGH O財務機能統括、財務部長
- 2016年6月 当社取締役、副社長執行役員、最高財務責任者、YGH O財務機能統括、財務部長
- 2020年4月 当社取締役、副社長執行役員、最高財務責任者、財務・プロジェクトマネージメント機能グループ統括
現在に至る

- 所有する当社の株式数
8,800株
- 取締役在任年数
11年
- 取締役会出席状況
15回/15回 (100%)

■重要な兼職の状況

- (株)ヨロズ栃木取締役
- (株)ヨロズ大分取締役
- (株)ヨロズ愛知取締役
- (株)庄内ヨロズ取締役
- (株)ヨロズエンジニアリング取締役
- (株)ヨロズサービス取締役
- 萬運輸(株)社外監査役

取締役候補者とした理由

これまで当社グループの最高財務責任者として財務・経理部門を指揮し、同分野での幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き取締役として適任と判断しました。

候補者
番号

5

おお した
大下まさ し
政司

(1956年5月8日生 満65歳)

再任

社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 2009年 7月 日本貿易振興機構（JETRO）パリ事務所長
- 2012年 4月 人事院公務員研修所長
- 2014年 6月 人事院人材局長
- 2016年 3月 経済産業省 退官
- 2016年 6月 一般社団法人 日本自動車部品工業会 副会長・専務理事（現任）
- 2018年 6月 当社取締役（現任）

■重要な兼職の状況

- 一般社団法人 日本自動車部品工業会 副会長・専務理事
- 一般財団法人 日本自動車研究所 理事
- 一般財団法人 機械振興協会 理事

- 所有する当社の株式数
1,000株
- 社外取締役在任年数
3年
- 取締役会出席状況
15回／15回（100%）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

2018年6月に当社社外取締役に就任以降、独立した中立的な立場から、当社の経営を監督していただくとともに、これまで経済産業省で培った豊富な経験と知識に基づいて当社の経営に対して有益なご助言をいただいております。引き続き社外取締役として上記の役割を期待できることから適任と判断しました。

また、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」の委員長および「報酬委員会」の委員を務めていただいております。

なお、同氏は、社外取締役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者
番号

6

もり や ひろ し
森谷 弘史

(1957年5月11日生 満64歳)

再任

社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 日産自動車(株)入社
2004年4月 同社VP
2006年4月 同社CVP執行役員
2007年3月 同社退社
2007年4月 カルソニックカンセイ(株) (現 マレリ(株)) 常務執行役員
2008年4月 同社専務執行役員兼カルソニックカンセイヨーロッパ社会長
2011年6月 同社取締役専務執行役員
2012年4月 同社取締役副社長執行役員
2013年4月 同社代表取締役社長兼最高経営責任者
2018年4月 同社代表取締役会長
2019年1月 同社会長 (現任)
2020年6月 当社取締役 (現任)

■重要な兼職の状況

マレリ(株)会長
(株)シンニッタン社外取締役 (2021年6月就任予定)
埼玉県人事委員会委員

- 所有する当社の株式数
0株
- 社外取締役在任年数
1年
- 取締役会出席状況
※12回/12回 (100%)
※社外取締役へ就任以降
に開催された取締役会

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

2020年6月に当社社外取締役に就任以降、独立した中立的な立場から、当社の経営を監督していただくとともに、自動車業界に長年にわたって携わっておられることから、グローバルな企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づいて当社の経営に対して有益なご助言をいただいております。引き続き上記の役割を期待できることから社外取締役として適任と判断しました。

また、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」の委員および「報酬委員会」の委員を務めていただいております。

- (注) 1. 大下政司氏及び森谷弘史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を一般株主と利益相反の恐れがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同所に届け出ております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (1) 社外取締役候補者大下政司氏と当社との間の特別の利害関係について
- ・一般社団法人日本自動車部品工業会の副会長・専務理事を務めており、当社と同会との間には会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
 - ・一般財団法人日本自動車研究所の理事を務めており、当社と同研究所の間には認証事業での取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- (2) 社外取締役候補者森谷弘史氏と当社との間の特別の利害関係について
- ・マレリ株式会社の会長を務めており、当社と同社との間には自動車部品の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
 - ・株式会社シンニッタと当社との間には特別の関係はありません。
3. 当社は社外取締役大下政司氏及び森谷弘史氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。大下政司氏及び森谷弘史氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。各候補者の選任が承認可決された場合、当社は全候補者を被保険者とする当該保険契約を継続する予定であります。詳細につきましては、事業報告54頁に記載のとおりです。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任についての監査等委員会の意見の概要
監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任について、指名委員会の議論も踏まえ、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。
その結果、社内取締役の各候補者については、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の中長期的な業績向上に資する体制が構築されることから、また社外取締役の各候補者については、独立性が確保されており、国際性、幅広い産業政策の知見、あるいは自動車業界における豊富な経営経験を有し、当社の取締役会の議論の深化に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	年齢	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	在任年数
1	みうら さとし 三浦 聡	60歳	専務執行役員	-	-	-
2	つじ ちあき 辻 千晶	68歳	社外取締役（監査等委員）	15回／15回 (100%)	13回／13回 (100%)	4年
3	おがわ ちえこ 小川千恵子	58歳	社外取締役（監査等委員）	15回／15回 (100%)	13回／13回 (100%)	4年

候補者
番号

1

み うら
三浦

さとし
聡

(1961年6月15日生 満60歳)

新任



●所有する当社の株式数
276,783株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 8月 当社入社
- 2008年 6月 当社執行役員、調達部長
- 2009年 7月 当社執行役員、广州萬宝井汽車部件有限公司総経理
- 2012年 1月 当社執行役員、経営企画室付部長
- 2012年 6月 当社取締役執行役員、経営企画室長
- 2013年 6月 当社取締役常務執行役員、経営企画室長、广州萬宝井汽車部件有限公司董事長、武漢萬宝井汽車部件有限公司董事長
- 2014年 6月 当社取締役常務執行役員、調達部長、生産管理部長
- 2015年 6月 当社常務執行役員、調達部長、生産管理部長
- 2017年 6月 当社専務執行役員、調達部長、生産管理部長
- 2019年 6月 当社専務執行役員、調達部長
現在に至る

■重要な兼職の状況

- オグラ金属(株)社外監査役 (2021年7月就任予定)
- (株)ヨロズ栃木監査役、(株)ヨロズ大分監査役、(株)ヨロズ愛知監査役、
(株)庄内ヨロズ監査役、(株)ヨロズエンジニアリング監査役、
(株)ヨロズサービス監査役
- 广州萬宝井汽車部件有限公司監事 (2021年6月就任予定)
- 武漢萬宝井汽車部件有限公司監事 (2021年6月就任予定)
- 广州萬宝井汽車部件有限公司董事長 (2021年6月退任予定)
- 武漢萬宝井汽車部件有限公司董事長 (2021年6月退任予定)
- ヨロズタイランド社会長 (2021年6月退任予定)
- ワイ・オグラオートモーティブタイランド社会長 (2021年6月退任予定)
- ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社会長 (2021年6月退任予定)
- ヨロズJBMオートモーティブ タミルナドゥ社会長 (2021年6月退任予定)
- ヨロズオートモーティブインドネシア社会長 (2021年6月退任予定)

監査等委員である取締役候補者とした理由

海外子会社、経営企画、生産管理・調達部門の業務経験により培った幅広い知見と高い見識を活かして、監査等委員である取締役の役割を適切に果たすことができると期待できるため、監査等委員である取締役として適任と判断しました。

候補者
番号

2 つじ
辻

ち あき
千 晶

(1953年4月29日生 満68歳)

再任

社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
1979年4月 山本栄則法律事務所所属
1990年10月 ドイツ弁護士（日本法）資格取得
1990年10月 ペーター・バイヤー法律事務所（ドイツ）パートナー
2001年7月 吉岡・辻総合法律事務所パートナー弁護士
2004年4月 山梨学院大学法科大学院教授
2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2019年7月 法律事務所キノール東京 パートナー弁護士（現任）

●所有する当社の株式数
3,500株

●社外取締役（監査等委員）在任年数
4年

●取締役会出席状況
15回／15回（100%）

●監査等委員会出席状況
13回／13回（100%）

■重要な兼職の状況

（株）タカラレーベン社外取締役（2021年6月就任予定）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は2017年6月に監査等委員である取締役に就任以降、日本のみならずドイツ弁護士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験に基づいて、取締役会等において、客観的な視点から積極的なご意見をいただいております。同氏のこのような専門知識や経験と、今までいただいた意見やアドバイスが引き続き当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけると期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断しました。

なお、同氏は、社外取締役（監査等委員）等となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

また、同氏は取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」および「報酬委員会」の委員を務めていただいております。

候補者
番号

3

お がわ ち え こ
小川千恵子

(1963年2月14日生 満58歳)

再任

社外 独立

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 2005年4月 公認会計士登録
- 2006年2月 監査法人日本橋事務所勤務
- 2010年7月 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社勤務
- 2010年9月 米国公認会計士登録（ワシントン州ライセンス取得）
- 2014年2月 税理士登録
- 2014年3月 小川会計事務所開業（現任）
- 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■重要な兼職の状況

戸田市代表監査委員

- 所有する当社の株式数
3,700株
- 社外取締役(監査等委員)在任年数
4年
- 取締役会出席状況
15回/15回 (100%)
- 監査等委員会出席状況
13回/13回 (100%)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は2017年6月に監査等委員である取締役に就任以降、日本のみならず米国公認会計士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験に基づいて、取締役会等において、客観的な視点からの確なご意見をいただいております。同氏のこのような専門知識や経験と、今までいただいた意見やアドバイスが引き続き当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけると期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断しました。

なお、同氏は、社外取締役（監査等委員）等となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

また、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化及び客観性を高めるため任意に設置した「指名委員会」の委員および「報酬委員会」の委員長を務めていただいております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 辻千晶氏および小川千恵子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を一般株主と利益相反の恐れがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同所に届け出ております。
3. 当社は監査等委員である取締役辻千晶氏、小川千恵子氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 三浦聡氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。辻千晶氏と小川千恵子氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏を被保険者とする当該保険契約を継続する予定であります。三浦聡氏については、本議案が承認可決された場合は、同氏を被保険者とする当該保険契約を締結する予定であります。詳細につきましては、事業報告54頁に記載のとおりです。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

さいとう 斎藤	かずひこ 一彦	(1956年8月23日生 満64歳)	再任 社外独立
-------------------	-------------------	--------------------	------------



略歴及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1992年4月 岡田・斎藤法律事務所開設
- 2006年4月 関東弁護士会連合会常務理事
- 2007年4月 東京家事調停協会理事
- 2009年4月 斎藤総合法律事務所開設 現在に至る

■重要な兼職の状況

国際計測器(株)社外監査役

- 所有する当社の株式数
0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として培ってこられた専門知識とこれまでの豊富な経験を当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に貢献していただけるものと期待できることから、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）として適任と判断しました。

なお、同氏は、社外監査役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 斎藤一彦氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
3. 斎藤一彦氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合は、同氏を被保険者とする当該保険契約を締結する予定であります。詳細につきましては、事業報告54頁に記載のとおりです。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2018年5月10日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）、ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、2015年6月10日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を一部変更のうえ継続することを決議し、2018年6月18日開催の当社第73回定時株主総会において、当該買収防衛策の一部変更および継続について株主の皆様のご承認をいただき（以下2018年6月18日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいた当社買収防衛策を「現行プラン」といいます）、現行プランを継続してまいりましたが、現行プランの有効期限は、本定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結の時までとなっております。

現行プランの有効期限の満了を迎えるにあたり、当社は、中長期的に企業価値ないし株主共同の利益を向上させる観点から、現行プランについての変更および継続について、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収防衛策を巡る近時の動向や法整備の状況、当社株主構成を含め、当社を取り巻く経営環境の変化とその影響等も踏まえ、慎重に検討してまいりました。当該検討を踏まえ、当社独立諮問委員会（以下「独立諮問委員会」といいます）への諮問および同委員会の委員全員の賛同を経て、2021年5月14日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、現行プランに所要の変更を行ったうえで（以下変更後のプランを「本プラン」といいます）買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に提出することを、社外取締役および監査等委員である取締役を含む全取締役の賛成により決定しました。

本議案は、株主の皆さまに本プランの承認をお願いするものです。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、現行プランはそれを条件として本プランに変更されるものといたします。

なお、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、趣旨の明確化を含む表現の修正等を行っておりますが、本プランは、現行プランの内容を実質的に変更するものではありません。

今後、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下総称して「法令等」といいます）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

1. 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、下記(2)記載の経営理念に基づいて、当社およびその子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます）が永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウおよびブランドイ

メージ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

(2) 基本方針策定の背景

当社グループは、1948年の当社の創業以来、「信頼される経営を信条とする」という経営姿勢に基づいて、サスペンションを主体とする自動車部品メーカーとして日々研鑽を積み、「サスペンションのヨロズ」として自動車メーカー各社からの信頼を得てまいりました。当社グループの主力事業であるサスペンションの製造は、定型的な製品を単に製造・販売するというものではなく、自動車メーカーのニーズに合致するように、その要請を十分に把握しながら、自動車メーカーとともに開発していかなければならないという特徴があります。したがって、自動車メーカーのニーズに応え、クルマの重要保安部品であるサスペンションを作るためには、最先端かつ高度な技術力が不可欠であることに加え、自動車メーカーの業務プロセスを的確に理解し、その中にまで入り込んで、製品開発に取り組むことが極めて重要となります。当社グループにおいては、自らが有する開発力・技術力を生かし、サスペンションの製造を開発から生産まで一貫して行うことで、徹底して効率を追求し、コスト削減、納期短縮はもちろん、ダントツの品質を維持してまいりました。当社グループは、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の継続的な維持向上のため、客先拡大・収益増加を目的とした海外進出や設備投資も積極的に行っております。

以上に述べたような取組みやそれに基づく成果に裏付けられた当社グループの企業価値の向上の源泉となっておりますのは、株主の皆様の中長期的な視野に立ったご理解とご支援、当社グループが属します自動車部品業界や事業内容、自動車メーカー各社との信頼関係を重視した中長期的視野に基づいた経営の取組み、健全な財務体質に基づいた積極的な設備投資の実施、市場特性に関する豊富な知識と経験を有した経営陣と社業に誠実である従業員が個々の役割を認識しながら堅実に経営基盤を強化していこうとする意欲、高度な技術力の維持およびその更なる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれたステークホルダーとの永年の信頼関係への深い理解であると考えております。

当社グループは、世界規模で技術革新が進展する中、急激に変化する国内外市場の需要動向を的確に把握し、これらの経営資源を有効かつ最大限活用するとともに、地球環境の保全に配慮した企業活動や法令遵守を心掛けた経営を継続し、企業の社会的責任を果たすと同時に、企業価値の向上に全力で取り組んでまいります。

他方で、昨今、新しい法制度の整備や経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社グループの持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような状況に鑑み、支配株式の取得を目指す者およびそのグループ（以下「買収者等」といいます）が現われることを想定しておく必要があるものと考えております。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、①買収者等による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者等が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見または買収者等が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者等との交渉機会および相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社といたしましては、このように当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない態様で支配株式の取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、かかる買収者等に対しては、会社として、このような事態が生ずることのないよう、何らかの措置を講じる必要があるものと考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、下記(1)の企業理念と経営の基本姿勢のもと、下記(2)の企業価値の向上に向けた取組み、下記(3)のコーポレートガバナンスの強化に向けた取組み、下記(4)の持続的な株主還元および下記(5)の当社の考える企業の社会的責任に向けた取組みを、それぞれ実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態を防ぐことができると考えられますので、これらの取組みは、上記1の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 企業理念と経営の基本姿勢

当社はこれまで、常に「社会貢献を第一義とし、たゆまぬ努力で技術を進化させ、人びとに有用な製品を創造する」という企業理念を通じて、前述した企業価値の源泉の理解のもと、長期的観点に立って、当社の企業価値と株主の皆様共同の利益の持続的な向上に努めてまいりました。

(2) 企業価値の向上に向けた取組み

当社は、さらなる企業価値向上のため、2018年度から2020年度にかけての中期経営計画「Yorozu Spiral-up Plan 2020」（以下「中期経営計画」といいます）を公表いたしました。

当社は中期経営計画に基づき、企業価値の向上を意識した重点取組みとして、以下の事項を実施してまいりました。

- ① 収益力の強化
- ② 製品力・開発力の向上
- ③ 企業力の充実

中期経営計画において掲げた2020年度の業績目標については、全世界的な新型コロナウイルス感染症による経済活動の悪化の影響や得意先の稼働停止、生産縮小の影響を受け、収益が悪化したため、達成することはできませんでしたが、生産体制の見直しや2019年度下期から実施している緊急収益改善活動により、今後収益を上げるための強固な企業体制への礎を築き、企業力の向上に努めました。

当社は、上記の中期経営計画の取組みの結果を踏まえ、2021年5月には、2021年度から2023年度にかけての新中期経営計画「Yorozu Sustainability Plan 2023」（以下「新中期経営計画」といいます）を策定いたしました。今後は、新たな企業ビジョンである「サスペンションでOnly1の技術力によりお客様のニーズに応え、永続的に発展を続ける100年企業を目指す」という新たな企業ビジョンのもと、変化に強い健全経営を目指し、以下の三つの柱を掲げ、さらなる企業価値の拡大を図ってまいります。1つ目は、人・社会・地球と一緒に歩むべく「ESG」を意識した経営、2つ目は、生産台数に左右されにくい企業体質への変革による「安定した収益」、最後にサスペンション部品の競争力向上を図るための「新技術・工法」の確立に取り組んでまいります。当社は、中長期的な観点に基づいた戦略により持続的な成長とさらなる企業価値の向上を図るため、新中期経営計画を着実に実行してまいります。

(3) コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営の基本としております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な決定を行うと共に、取締役および執行役員の実務執行状況を監督する機関として位置付けておりますが、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、2001年6月27日開催の第56回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

さらに、当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、監査・監督機能の強化を図りました。また、これに伴い、それまでに選任していた社外監査役2名に替え、新たに、東京証券取引所が定める独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名を、監査等委員である取締役に選任いたしました。その後、2017年6月16日開催の第72回定時株主総会において選任された後任の監査等委員である取締役も、同様に独立社外取締役の要件を満たす法律・会計分野に造詣の深い女性2名であり、取締役会は多様性を考慮した構成となっております。

また、監査等委員ではない取締役にしても、社外取締役を、2018年6月18日開催の第73回定時株主総会で1名、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会でさらに1名、合計2名増員いたしました。この結果、監査等委員である取締役を含め、当社の取締役9名のうち4名が東京証券取引所の定める独立社外取締役となり、取締役会の3分の1以上が独立社外取締役で構成されております。加えて、2018年12月には、取締役等の選任や報酬の決定における意思決定に関わるプロセスの透明化および客観性を高めるために過半数を独立社外取締役で構成される「指名委員会」および「報酬委員会」を設置いたしました。

なお、当社は、当社が持続的に成長し中長期的に企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(<http://www.yorozu-corp.co.jp/csr/governance/>)を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および運営方針を明らかにしております。

当社は、このような取組みによりコーポレートガバナンスを強化し、企業としての持続的な成長を図り、すべてのステークホルダーにとっての企業価値向上に引き続き努めてまいります。

(4) 持続的な株主還元

当社は、中期経営計画において、財務戦略の基本方針を、これまでの財務安全性重視に加え、株主還元の充実に注力することといたしました。これに伴い、配当方針についても、これまでの「安定配当」から「目標配当性向の設定」へと変更し2015年度から連結配当性向35%を目標といたしました。

この基本方針および配当方針に従い、当社は、2015年度から2020年度において、連結配当性向35%を実現するとともに、2016年9月には、発行済株式総数の4.0%の自己株式の取得を取締役に於て決議し、取得いたしました。

この基本方針は、新中期経営計画においても継続しており、配当性向については、新中期経営計画においても、連結配当性向35%を目標といたします。当社は、今後も持続的な株主還元の実施に努めてまいります。

(5) 当社の考える企業の社会的責任に向けた取組み

当社は、創立以来、「高い倫理観と遵法精神により、公正で透明な企業活動を推進すること」を経営姿勢とし、関連法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たすことが必要と認識し、事業活動を行ってまいりました。今後とも、お客様の満足と技術革新、法令等の遵守、環境問題への取組み、グローバル企業としての発展、企業情報の開示、人権の尊重、公正な取引、経営幹部の責任の明確化を図ることによって、企業の社会的責任を遂行してまいります。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えておりますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えております。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供され

る情報および当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当該評価・意見に基づく当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えております。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

他方、現行の公開買付け制度の下では、市場内での買集め行為は規制対象とはならないことから、市場内での濫用的な買集め行為には対応できないこと、また、公開買付け規制が適用される場合であっても、公開買付け開始前における情報提供がなされず、公開買付け開始の公告から10営業日以内に当社が意見表明報告書の提出を義務付けられている結果、株主の皆様に対して十分な情報開示が行われず、公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないこと等の制約があることから、当社株式の支配株式の取得行為に対して有効に機能するとは言いえない場合があると考えております。以上の見地から、当社は、上記基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記(2)(a)で定義します。以下同じ）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために当該大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、下記(2)(h)に定義される例外事由該当者）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定し、株主の皆様のご賛同が得られた場合には、その時点で本プランの効力が発生するという条件の下で、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

なお、現時点において、当社は、当社株式について具体的な大規模買付行為を行う旨の具体的な提案等は受けておりません。

また、2021年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「当社株式の保有状況概況」（別紙1）のとおりです。

(2) 本プランの内容について

本プランの具体的な内容は以下のとおりです。なお、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

①当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）

②当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

③上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本文②において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注7）買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

（注8）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとし

（注9）本文③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立諮問委員会の勧告に従って行うものとし

す。なお、当社取締役会は、独立諮問委員会への諮問を経たうえで、本文③の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵

守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面および当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます）を、当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会および独立諮問委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、以下の事項を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

① 大規模買付者の概要

- (i) 氏名または名称
- (ii) 住所または本店、事務所等の所在地
- (iii) 設立準拠法
- (iv) 代表者の氏名
- (v) 日本国内における連絡先

② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の種類および数

③ 意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況ならびに企図されている大規模買付行為の概要等

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または独立諮問委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会および独立諮問委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないものとし）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑩までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を大規模買付行為が濫用的買付行為（下記(f)ア②で定義します）に該当しないことを誓約する旨の書面とともに提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立諮問委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または独立諮問委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた大規模買付情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会および独立諮問委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、または代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間（追加情報の提供を大規模買付者に対して要求した日から60日間（初日は算入されないものとし）を上限とし、以下「必要情報提供期間」といいます）の提出期限を定めたとうえで、当該定められた具体的な期間および当該具体的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立諮問委員会による意見形成および代替案立案のために必要な追加の大規模買付情報の提供を、随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、必要情報提供期間満了時まで提供された情報が株

主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立諮問委員会による意見形成および代替案立案のために不十分と認められる場合には、独立諮問委員会の勧告に基づき、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、独立諮問委員会の意見を最大限尊重するものとします。

当社取締役会または独立諮問委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、大規模買付情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります）または必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。なお、下記(d)に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記(d)で定義します）が起算されることとなります。さらに、当社は、当社取締役会または独立諮問委員会の決定に従い、大規模買付者から当初または追加で提供を受けた大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者およびそのグループ会社等（主要な株主または出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じ）および重要な子会社・関連会社ならびに共同保有者および特別関係者を含み、大規模買付者がファンドもしくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます）である場合または大規模買付者が実質的に支配もしくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組員、出資者その他の構成員ならびに業務執行組員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替および外国貿易法（以下「外為法」といいます）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無およびその根拠となる情報、過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）ならびに役員の氏名、略歴および過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）を含みます）
- ② 大規模買付者およびそのグループ会社等の内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。以下同じ）の具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付者およびそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況ならびに当社株券等の貸株、借株および空売り等の状況
- ④ 大規模買付者およびそのグループ会社等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます）がある場合

には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

⑤ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

⑥ 大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対象となる株券等の種類、数および大規模買付行為に係る買付け等を行った後における当社株券等の株券等所有割合、大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）ならびに大規模買付行為完了後の当社株券等の保有方針および当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）

⑦ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容ならびに当該第三者の概要

⑧ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの額およびその算定根拠を含みます）

⑨ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません）を含みます）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容ならびに関連する取引の具体的な内容を含みます）

⑩ 大規模買付行為の完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、大規模買付行為の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社および当社グループの事業と同種の事業についての知識および経験等に関する情報を含みます）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買回に関する方針を含みます）および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）

⑪ 大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者（研究所、工場・生産設備等が所在する地方公共団体を含みます）その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑫ 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

⑬ 大規模買付者およびそのグループ会社等（その役職員等を含みます）と反社会的勢力ないしテロ関

連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません）および関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、ならびにこれらに対する対処方針

⑭ 大規模買付行為に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）

⑮ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の各種法令等に基づく許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

⑯ その他当社取締役会または独立諮問委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日（初日は算入されないものとします）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会もしくは独立諮問委員会が判断した旨または必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間

②上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立諮問委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立諮問委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日は算入されないものとします）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 独立諮問委員会への諮問

当社は、現行プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役（その候補者および補欠者を含みます）および弁護士、公認会計士その他の社外有識者の中の3名以上から構成される独立諮問委員会を設置しているところですが、本プランにおいても、当該独立諮問委員会を継続します。現在の独立諮問委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙3に記載のとおりです。当社取締役会が本プランに則って大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否か等を判断するにあたっては、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、事前に独立諮問委員会に諮問することといたします。

なお、現時点における独立諮問委員会委員の氏名および略歴は（別紙4）のとおりです。

(f) 独立諮問委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

ア 独立諮問委員会の勧告

独立諮問委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から④までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

①大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日は算入されないものとします。以下「是正期間」といいます）以内に当該違反が是正されない場合には、独立諮問委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（当該違反が是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置発動を勧告します）。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立諮問委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立諮問委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立諮問委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

②大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立諮問委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立諮問委員会は、下記(ア)または(イ)の事由により当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ（以下「濫用的買付行為」と総称します）、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア) 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損われることが明らかである大規模買付行為である場合

(i)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等を取得する行為（いわゆるグリーンメイラー）

(ii)当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土経営を行う目的で、当社株券等を取得する行為

(iii)当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等を取得する行為

(iv)当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で、当社株券等を取得する行為

(イ)大規模買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）に代表される、構造上株主の皆様判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③独立諮問委員会による株主意思確認の勧告

独立諮問委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容について賛否を求める形式により、株主の皆様意思を確認することを勧告できることとします。

かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立諮問委員会は、当社取締役会に対して株主総会における株主の皆様意思を確認すべきことを勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

かかる再勧告が行われた場合も、当社は、かかる独立諮問委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

④独立諮問委員会によるその他の勧告等

独立諮問委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告を行うことができるものとします。なお、独立諮問委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の中止または発動の停止の勧告も行うことができるものとします。

かかる勧告に関する開示やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立諮問委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動、下記ウの方法による当社株主総会の招集その他必要な決議を、本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものとします。

また、当社取締役会は、独立諮問委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会は、本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決および当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が開始された場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立諮問委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙5)のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者（大規模買付者および当社取締役会が独立諮問委員会の勧告を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者および特別関係者、ならびに以上の者が実質的に支配し、または以上の者と共同ないし協調して行動する者として独立諮問委員会の勧告を踏まえて当社取締役会が認めた者等をいいます）による権利行使は認められないとの行使条件、または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

なお、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う可能性があります。

4.本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更等について

当社は、本プランによる買収防衛策の継続を行うにあたって、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議します。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っているまたは企図している場合には、当該行われているまたは企図されている行為との関係では、上記取締役会の終結後も、本プランが引き続き適用されるものとします。もっとも、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます）の任期は1年であり、毎年の上記定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続または廃止に関する株主の皆様のご意思を確認することが可能です。なお、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとします。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社は、当社取締役会において、法令等および金融商品取引所規則の改正もしくはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立諮問委員会の承認を得たうえで、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を当社株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

5.株主および投資家の皆様への影響について

(1)本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、当該基準日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権を割り当てます。当社は、基準日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使

に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んだうえ、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることになります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類および当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2018年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1)企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記3(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、現行プランを継続するものです。

(2)事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3)株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは廃止されるものとします。また、前述したとおり、当社株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

(4)外部専門家の意見の取得

上記3(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(5)独立諮問委員会への諮問

当社は、上記3(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、既に設置されている独立諮問委員会を活用するものとし、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立諮問委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立諮問委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立諮問委員会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとされています。これにより、独立諮問委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(6)合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3(2)に記載のとおり、予め定められた合理的且つ客観的な要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われないうことを担保するための仕組みが確保されています。

(7)デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記4記載のとおり、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によってその有効期間内においても廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

(別紙1)

当社株式の保有状況概況 (2021年3月31日現在)

1. 株式の総数

種 類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

2. 発行済株式

種類	発行済株式の総数 (株)	上場金融商品取引所名	内容
普通株式	25,055,636	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。

3. 大株主の状況

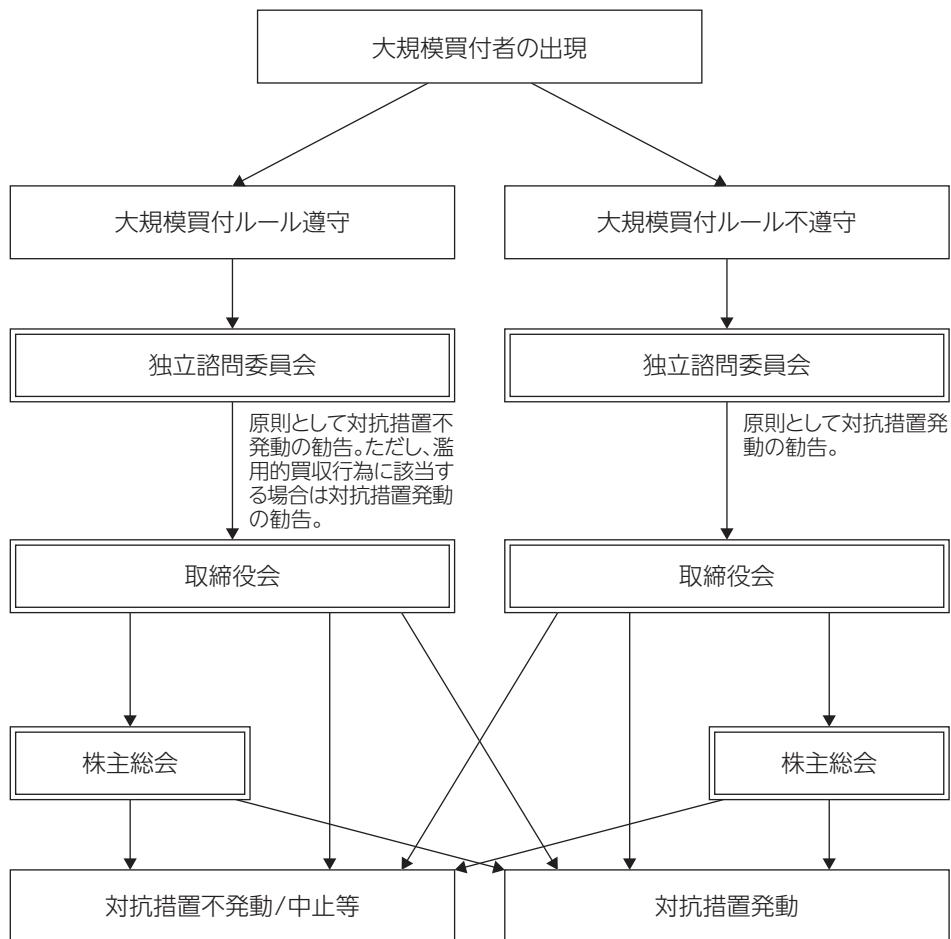
氏名または名称	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社シティインデックスイレブンス	2,370	9.90
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,852	7.74
株式会社日本カストディ銀行	1,440	6.02
株式会社志藤ホールディングス	883	3.69
JFEスチール株式会社	843	3.52
株式会社みずほ銀行	842	3.52
株式会社横浜銀行	842	3.52
スズキ株式会社	800	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	686	2.87
三菱UFJ信託銀行株式会社	682	2.85

(注) 1. 所有株式数は表示単位未満を切り捨て、持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、自己株式1,115千株を保有しておりますが、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。

(別紙2)

本プランの手の続の流れ



※別紙2は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照ください。

(別紙3)

独立諮問委員会規程の概要

1. 独立諮問委員会は、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止することをその目的とする。
2. 独立諮問委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役（その候補者および補欠者を含む）および弁護士、公認会計士その他の社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立諮問委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立諮問委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立諮問委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、委任契約が事由の如何を問わず終了したときは、当該時点をもって独立諮問委員会委員の任期も満了する。
4. 独立諮問委員会は、当社代表取締役（代表取締役に事故その他やむを得ない事由のあるときは、取締役会が指名した取締役）または各独立諮問委員会委員が招集する。
5. 独立諮問委員会の議長は、各独立諮問委員会委員の互選により選定される。
6. 独立諮問委員会の決議は、原則として、独立諮問委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立諮問委員会委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、当該独立諮問委員会委員を除く独立諮問委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立諮問委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。ただし、独立諮問委員会は、必要に応じて、本プランに関連して、取締役会からの諮問事項以外の事項につき取締役会に対し勧告することができる。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本プランに係る対抗措置の発動に際して株主意思確認を行うこと
 - (3)本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (4)本プランの廃止および変更
 - (5)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立諮問委員会に諮問する事項独立諮問委員会は、その審議および決議等においては、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立諮問委員会は、必要に応じて、当社の取締役または従業員その他必要と認める者を委員会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。
9. 独立諮問委員会は、その職務の遂行に当たり、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができる。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担する。

以上

(別紙4)

独立諮問委員会委員の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴	
おおした まさし 大下 政司 (1956年5月8日生)	1981年4月	通商産業省(現 経済産業省)入省
	2009年7月	日本貿易振興機構(JETRO)パリ事務所長
	2012年4月	人事院公務員研修所長
	2014年6月	人事院人材局長
	2016年3月	経済産業省 退官
	2016年6月	一般社団法人日本自動車部品工業会 副会長・専務理事 (現任)
	2018年6月	当社社外取締役(現任)
つじ ちあき 辻 千晶 (1953年4月29日生)	1979年4月	弁護士登録(東京弁護士会)
	1979年4月	山本栄則法律事務所所属
	1990年10月	ドイツ弁護士(日本法)資格取得
	1990年10月	ペーター・バイヤー法律事務所(ドイツ)パートナー
	2001年7月	吉岡・辻総合法律事務所パートナー弁護士
	2004年4月	山梨学院大学法科大学院教授
	2017年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)
おがわ ちえこ 小川 千恵子 (1963年2月14日生)	2005年4月	公認会計士登録
	2006年2月	監査法人日本橋事務所勤務
	2010年7月	リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社勤務
	2010年9月	米国公認会計士登録(ワシントン州ライセンス取得)
	2014年2月	税理士登録
	2014年3月	小川会計事務所開業(現任)
	2017年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

※ 1. 大下政司氏が所属する一般社団法人日本自動車部品工業会と当社との間には、会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高および同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満のため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。その他、独立諮問委員会委員としての報酬(ただし、社外取締役としての報酬は除く)以外に金銭の授受はありません。

2. なお、辻千晶氏および小川千恵子氏および各委員の所属する組織と当社との間には、独立諮問委員会委員としての報酬(ただし、社外取締役としての報酬については除く)以外に金銭の授受はありません。

(別紙5)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、大規模買付者および当社取締役会が独立諮問委員会の勧告を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者および特別関係者、ならびに以上の者が実質的に支配し、または以上の者と共同ないし協調して行動する者として独立諮問委員会の勧告を踏まえて当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る）。

7. 当社による新株予約権の取得

大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは当社取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を付すことがあり得る。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

(a)当社株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合

(b)独立諮問委員会の全員一致による決定があった場合

(c)その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

I. 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、米国では経済活動の再開により持ち直しの動きも見られましたが、依然として感染者数が増加しており予断を許さない状況が続きました。中国では感染症の抑制により経済活動がいち早く再開され、米国政権交代後も米中貿易摩擦の懸念は依然残るものの景気は回復基調となりました。しかしながら、その他新興国では、感染者数が増加し続けるなど、経済活動の制限緩和や経済対策による需要回復には地域差があり、依然景気低迷が懸念される状況が続きました。

一方、日本経済は、年明けから再び緊急事態宣言が発出され、渡航規制、営業活動の自粛等により企業活動に影響を及ぼし、景気は低調に推移しました。

当社グループの関連する自動車産業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各地域とも生産・販売台数は前年を下回りました。新興国では前年比半減となる国がある一方、中国では微減にとどまるなど、地域によって市場の回復に大きな差が見られました。新車需要は回復傾向にありますが、直近では半導体供給不足等により得意先での生産調整が相次いでおります。

このような状況下において当社グループの売上は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う得意先の稼働停止や減産の影響を受け、前期比24.6%減の118,863百万円となりました。利益面では、上期においては大幅な営業損失でしたが、下期以降の生産回復傾向に加え、量に合わせた生産体制の迅速な見直しや前年度下期から継続している緊急収益改善活動の成果などにより、最終的には大幅な改善となる377百万円の利益を計上することができました。更に経常利益は雇用調整助成金や為替差益の計上もあり前期比88.1%増の1,449百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、得意先生産台数の大幅減少等によるタイ2拠点、米国第一拠点及び日本の山形拠点における有形固定資産の減損損失の計上に加え、米国における繰延税金資産の取り崩しによる税金費用の増加もあり、6,195百万円の損失となりました。

なお、連結決算における海外子会社損益の円換算には、各子会社決算期の平均レートを使用しており、当連結会計年度の米ドルレート（1～12月）は、106.76円/ドル（前連結会計年度は109.03円/ドル）であります。

売上高

118,863百万円

(前期比24.6%減)

営業利益

377百万円

(前期比82.9%減)

経常利益

1,449百万円

(前期比88.1%増)

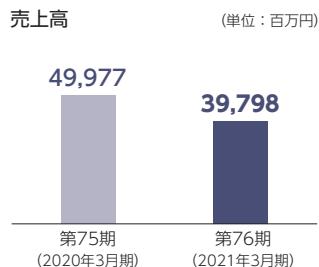
親会社株主に
帰属する
当期純損失

△6,195百万円

セグメントの状況は、以下のとおりであります。

日本

売上高
39,798百万円
(前期比20.4%減)

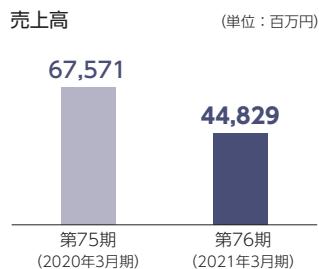


売上高は、各得意先の大幅な減産などにより、前期比20.4%減の39,798百万円、営業利益は、売上の減少影響に加え海外からのロイヤルティの減少もあり、35.3%減の1,136百万円となりました。

米州

(米国・メキシコ・ブラジル)

売上高
44,829百万円
(前期比33.7%減)

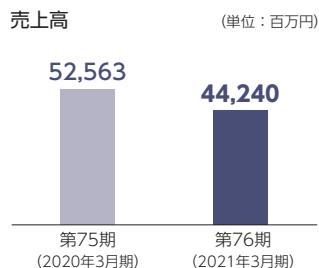


売上高は、米国、メキシコ、ブラジルでの上期における約2か月間の休業を含む各得意先の大幅な減産により、前期比33.7%減の44,829百万円、営業損益は、売上の減少影響により2,502百万円の損失となりました。

アジア

(タイ・中国・インド・インドネシア)

売上高
44,240百万円
(前期比15.8%減)



売上高は、タイ、インド、インドネシアにおける各得意先の大幅な減産により、前期比15.8%減の44,240百万円、営業利益は、売上の減少影響により前期比35.6%減の1,407百万円となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、世界経済・技術革新・環境問題といった面で大きな変革期にあります。2020年に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は未だ収束が見通せない中にあり、今後の経済活動及び自動車市場への影響が長期化することが懸念されます。更に、半導体供給不足による世界的な自動車生産の減少も当面の間続くことが予想されます。CASE(Connected、Autonomous、Shared & Services、Electric)に象徴される100年に一度と言われる自動車業界の大きな変化は当社のビジネスに影響を与えます。そしてカーボンニュートラルの実現に向けての活動も企業の社会的責任として必要になっています。一方、近年の業績の振り返りから、収益の向上のためには、自動車の生産台数の変動に影響されにくい、ものづくり体質の強化などの課題が見えてまいりました。

当社グループは、こうした環境変化等を踏まえ、新たな企業ビジョン『サスペンションでOnly1の開発・技術力により、お客さまのニーズに応え、永続的に発展を続ける100年企業を目指す』のもと、新中期経営計画『Yorozu Sustainability Plan 2023 (YSP2023)』（計画年度：2021～2023 年度）を策定いたしました。

業績目標

新型コロナウイルス感染症や半導体供給不足などによって厳しい事業環境が続くことが予想されますが、2023年度の数値目標は次のように設定しました。

	2020年度（実績）	2023年度（目標）
連結売上高	1,188 億円	1,500 億円
連結営業利益率	0.3 %	5.0 %
ROE	△11.0 %	8.0 %

経営方針

新中期経営計画に掲げた「変化に強い健全経営を目指す」ための重点取り組みは次の通りです。

(1) ESG経営：今後の中長期的かつ持続的な成長のために『ESG推進室』を設置いたしました。

また、ESG経営を通じてデータを活用するためのシステム整備を行い、企業体質の変革に向けたDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進してまいります。

- 環境(E) 地球にやさしいものづくり
 - ・2040年 カーボンニュートラルへのチャレンジ
 - ・2030年 CO2排出量▲50% (2013年度比)
 - ・製品での温暖化防止策（軽量化技術）

- 社会(S) 健康で働きがいのある職場づくり
 - ・人財の確保
 - ・働き方改革とダイバーシティの推進
 - ・多様性を受け入れる企業文化の醸成
- 企業統治(G) 透明性の高いガバナンスの実践
 - ・監督機能の強化
 - ・さらなるコンプライアンスの推進
 - ・株主さまとの対話の充実

(2)安定した収益：事業環境の変化に対応出来る企業体質の構築を推進してまいります。

- 適正な生産能力レベルに転換
- 強い現場の再構築
- プロジェクト毎の投資採算性評価及び管理の強化を通じたキャッシュフロー経営
- 設備投資の低減及び合理化による固定費の低減を通じた生産台数に左右されにくい企業体質の構築

(3)新技術・工法：Only1の開発・技術力により、お客さまのニーズに応じてまいります。

- 構造・材料・工法の3つの側面からの軽量化による高付加価値の製品開発
- プレス、溶接技術などを生かした、電動化自動車への製品等の提案
- 顧客のニーズに基づき開発された製品を、顧客・製品・地域の3つの軸の観点から積極的に拡販
- 金型、設備等の生産機器外販の拡大

株主還元

配当による株主還元を基本に、目標配当性向を35%以上としつつ、持続的な配当を目指します。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループは、新車プロジェクトを中心に生産効率や採算性強化を目的とした計画に対し、新型コロナウイルス感染症拡大や半導体供給不足などによる得意先の新車投入時期の延期や台数の見直しといった環境変化に対応して一層の抑制を進めた結果、前期比35.6%減となる7,219百万円の設備投資を実施いたしました。

今後も新工法を採用した設備ラインへのシフトや、環境対策・カーボンニュートラルを意識した設備づくりに取り組んでまいります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループは、以下のとおり16,237百万円を銀行借入等により調達いたしました。

会社名	金額	主な資金使途
株式会社ヨロズ	6,600百万円	設備投資及び借入金返済
ヨロズオートモーティブテネシー社	3,202百万円	設備投資及び借入金返済
ヨロズメヒカーナ社	2,673百万円	設備投資及び新会社借入金返済
ヨロズオートモーティブアラバマ社	1,601百万円	設備投資及び借入金返済
武漢萬宝井汽車部件有限公司	1,463百万円	設備投資及び借入金返済
その他	696百万円	設備投資
合計	16,237百万円	

上記の他、12月決算会社である武漢萬宝井汽車部件有限公司は、同社の決算日（12月31日）から連結決算日（3月31日）までの間において、主に設備投資資金として、1,163百万円を銀行借入により調達しております。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

項 目	期 別		第 73 期		第 74 期		第 75 期		第 76 期	
	自	至	2017年4月1日	2018年3月31日	自	至	2018年4月1日	2019年3月31日	自	至
売 上 高			171,536	百万円	169,111	百万円	157,680	百万円	118,863	百万円
親会社株主に帰属する当期純利益			2,717	百万円	402	百万円	△12,933	百万円	△6,195	百万円
1株当たり当期純利益			114.31	円	16.94	円	△544.05	円	△259.07	円
総 資 産			175,083	百万円	168,097	百万円	139,700	百万円	134,723	百万円
純 資 産			97,015	百万円	92,310	百万円	74,550	百万円	65,738	百万円
1株当たり純資産			3,359.44	円	3,182.74	円	2,507.05	円	2,229.87	円

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社ヨロズ栃木	100百万円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズ大分	100百万円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズ愛知	100百万円	100.00%	自動車部品製造
株式会社庄内ヨロズ	100百万円	100.00%	自動車部品製造
株式会社ヨロズエンジニアリング	100百万円	100.00%	生産設備製造
株式会社ヨロズサービス	10百万円	100.00%	保険代理業・人材派遣・業務請負他
ヨロズアメリカ社	192百万米ドル	100.00%	北米事業統括（営業・開発・生産技術）
ヨロズオートモーティブテネシー社	95百万米ドル	85.01% (85.01%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブアラバマ社	70百万米ドル	90.00% (90.00%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブノースアメリカ社	20百万米ドル	100.00% (100.00%)	自動車部品製造
ヨロズメヒカーナ社	754百万墨ペソ	89.37%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブグアナファトデメヒコ社	1,853百万墨ペソ	96.71% (2.35%)	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブアドブラジル社	250百万リアル	100.00%	自動車部品製造
ヨロズタイランド社	1,800百万泰バーツ	90.00%	自動車部品製造
ワイ・オグラオートモーティブタイランド社	1,383百万泰バーツ	88.98% (7.23%)	自動車部品製造
ヨロズエンジニアリングシステムズタイランド社	65百万泰バーツ	100.00% (100.00%)	生産設備製造
广州萬宝井汽車部件有限公司	189百万人民币	51.00%	自動車部品製造
武漢萬宝井汽車部件有限公司	276百万人民币	51.00%	自動車部品製造
ヨロズJBMオートモーティブタミルナドゥ社	4,000百万ルピー	97.50%	自動車部品製造
ヨロズオートモーティブインドネシア社	770,000百万ルピア	100.00%	自動車部品製造

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

11. 主要な事業の内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社20社で構成され、自動車用の機構部品、車体部品及び機関部品並びに金型・設備の製造、販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する物流、研究及びサービス等の事業活動を展開しております。

12. 主要な事業所及び工場 (2021年3月31日現在)

会 社 名	所 在 地	備 考
当 社	神奈川県横浜市	各社の本店所在地を所在地として記載しております。
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 栃 木	栃木県小山市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 大 分	大分県中津市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ 愛 知	愛知県名古屋市	
株 式 会 社 庄 内 ヨ ロ ズ	山形県鶴岡市	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	山形県東田川郡三川町	
株 式 会 社 ヨ ロ ズ サ ー ビ ス	神奈川県横浜市	
ヨ ロ ズ ア メ リ カ 社	米国テネシー州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ テ ネ シ ー 社	米国テネシー州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ ア ラ バ マ 社	米国アラバマ州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ ノ ー ス ア メ リ カ 社	米国ミシガン州	
ヨ ロ ズ メ ヒ カ ー ナ 社	メキシコ国アグアスカリエンテス州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ グ ア ナ フ ァ ト デ メ ヒ コ 社	メキシコ国グアナファト州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ バ ド ブ ラ ジ ル 社	ブラジル国リオデジャネイロ州	
ヨ ロ ズ タ イ ラ ン ド 社	タイ国ラヨン県	
ワ イ ・ オ グ ラ オ ー ト モ ー テ ィ ブ タ イ ラ ン ド 社	タイ国ラヨン県	
ヨ ロ ズ エ ン ジ ニ ア リ ン グ シ ス テ ム ズ タ イ ラ ン ド 社	タイ国ラヨン県	
广 州 萬 宝 井 汽 車 部 件 有 限 公 司	中国広東省广州市花都区	
武 漢 萬 宝 井 汽 車 部 件 有 限 公 司	中国湖北省武汉市経済技術開発区	
ヨ ロ ズ J B M オ ー ト モ ー テ ィ ブ タ ミ ル ナ ド ゥ 社	インド国タミルナドゥ州	
ヨ ロ ズ オ ー ト モ ー テ ィ ブ イ ン ド ネ シ ア 社	インドネシア国西ジャワ州	

13. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
6,162	313 (減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員612名は上記人員に含んでおりません。

14. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

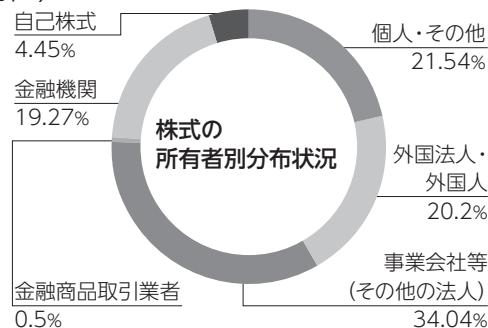
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	17,592
株式会社三菱UFJ銀行	9,216
株式会社横浜銀行	9,213
株式会社三井住友銀行	5,628

15. その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 当社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 64,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,055,636株
(自己株式1,115,630株を含む)
3. 株主総数 16,475名
(前期末比3,327名増)



4. 大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社シティインデックスイレブンス	2,370	9.90
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,852	7.74
株式会社日本カストディ銀行	1,440	6.02
株式会社志藤ホールディングス	883	3.69
JFEスチール株式会社	843	3.52
株式会社みずほ銀行	842	3.52
株式会社横浜銀行	842	3.52
スズキ株式会社	800	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	686	2.87
三菱UFJ信託銀行株式会社	682	2.85

- (注) 1. 当社は、自己株式1,115千株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

(1) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は同年7月8日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月7日付で取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）4名、執行役員及び理事20名に対して自己株式64,900株の処分を完了いたしました。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）	26,700株	4名

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 当社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
◎取締役会長	志 藤 昭 彦	【代表取締役会長執行役員、最高経営責任者】 萬運輸(株)社外取締役、オグラ金属(株)社外取締役、東ホー(株)社外取締役、(株)アーレスティ社外取締役（監査等委員）、(株)ユニバンス社外取締役、マークラインズ(株)社外取締役
◎取締役社長	志 藤 健	【代表取締役社長、最高執行責任者、ものづくり機能グループ統括、ヨロズグローバルテクニカルセンター長、日本地域軸長】 (株)ヨロズ栃木代表取締役会長、(株)ヨロズ大分代表取締役会長、(株)ヨロズ愛知代表取締役会長、(株)庄内ヨロズ代表取締役会長、(株)ヨロズサービス代表取締役会長
取 締 役	佐 草 彰	【取締役、副社長執行役員、最高財務責任者、財務・プロジェクトマネジメント機能グループ統括】 (株)ヨロズ栃木取締役、(株)ヨロズ大分取締役、(株)ヨロズ愛知取締役、(株)庄内ヨロズ取締役、(株)ヨロズエンジニアリング取締役、(株)ヨロズサービス取締役、萬運輸(株)社外監査役

取 締 役	平 中 勉	【取締役、副社長執行役員、営業・管理機能グループ統括】
※取 締 役	大 下 政 司	(一社) 日本自動車部品工業会副会長・専務理事、(一財) 日本自動車研究所理事、(一財) 機械振興協会理事
※○取 締 役	森 谷 弘 史	マレリ(株)会長 埼玉県人事委員会委員
取 締 役 (常勤監査等委員)	三 浦 靖	(株)ヨロズ栃木監査役、(株)ヨロズ大分監査役、(株)ヨロズ愛知監査役、(株)庄内ヨロズ監査役、(株)ヨロズエンジニアリング監査役、(株)ヨロズサービス監査役、广州萬宝井汽車部件有限公司監査役、武漢萬宝井汽車部件有限公司監査役、オグラ金属(株)社外監査役
※取 締 役 (監 査 等 委 員)	辻 千 晶	弁護士
※取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 川 千 恵 子	公認会計士 戸田市代表監査委員

- (注) 1. ◎印は代表取締役であります。
2. ※印は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. ○印は2020年6月26日開催の第75回定時株主総会で新たに選任された取締役であります。
4. 社外取締役大下政司氏及び森谷弘史氏、監査等委員である社外取締役辻千晶氏及び小川千恵子氏は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。また、小川千恵子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、当社の非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会の決議により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けました。
本規定に基づき、当社は、社外取締役大下政司氏、森谷弘史氏及び監査等委員である取締役全員と当契約を締結しております。当契約に基づく賠償の限度額は、法定で定める最低責任限度額です。
6. 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集、及び会計監査人・内部統制所管部門等との密接な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。

7. 2021年4月1日付での重要な人事異動

氏名	地位及び担当	
	新	旧
志 藤 健	取締役 副会長執行役員、 長期戦略担当、日本地域軸長	代表取締役社長、最高執行責任者、 ものづくり機能グループ統括、ヨロズグローバル テクニカルセンター長、日本地域軸長
平 中 勉	代表取締役社長、社長執行役員、 最高執行責任者	取締役、副社長執行役員、 営業・管理機能グループ統括

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員、理事及び子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、認識していたと判断できる合理的な理由がある場合など、補填されない一定の免責事由があります。なお、2022年3月に同内容での更新を予定しております。

3. 取締役の報酬等の額

(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①基本方針の決定方法

当社は、客観性・透明性が保たれるよう任意の報酬委員会で、本方針が、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するかどうかという観点等から、本方針の答申・審議を行い、その後取締役会の決議により決定いたしました。

②基本方針の内容の概要

取締役の報酬の基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを方針としています。また、業務執行、経営監督機能に応じてそれぞれが適切な役割を担い能力を発揮できるよう「役員報酬及び役員賞与支給規程」を定めております。

当該規程に基づき、任意の報酬委員会において、株主総会で承認を受けた取締役報酬総額の範囲で評価を行い、協議した上で、取締役会で個別の報酬額を決定します。

(ア) 取締役の個人別の報酬等（下記（イ）の額又はその算定方法の決定方針）

取締役の固定報酬は、基本報酬と短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブで

ある株式報酬から構成されています。

固定報酬は、職位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、「役員報酬及び役員賞与支給規程」と「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき総合的に勘案して評価しています。

監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(イ) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、業績連動報酬等の額の算定方法の決定方針

取締役の業績連動報酬は、金銭報酬である事業年度業績を反映した業績連動賞与と株式報酬である中期経営計画業績を反映した非金銭報酬から構成されています。

業績連動部分は、事業年度の業績向上に対する意識を高めるため連結営業利益の目標値に対する達成度と中期経営計画の連結営業利益の目標値に対する達成度に応じて算出された額を毎年、一定の時期に「役員報酬及び役員賞与支給規程」と「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給します。目標となる業績指標とその値は、事業年度計画と中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて任意の報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。

(ウ) 非金銭報酬等の内容、その数の算定方法の決定方針

中長期インセンティブである株式報酬は（ア）の基本報酬に応じた非業績連動部分と、中期経営計画業績を反映した（イ）の業績連動部分から構成されており、「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき評価しています。業績連動部分は、中期経営計画の連結営業利益の目標値に対する各年度の達成度に応じて支払うものとし、毎年一定の時期に「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給します。目標となる業績指標とその値は、事業年度計画と中期経営計画と整合するように設定し、適宜、環境の変化に応じて任意の報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。

(エ) 取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において定期的に検討を行ったうえで必要に応じて取締役会に答申します。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、規程及び個人の定性的評価を含む個人業績評価に基づき、代表取締役会長が案を作成し、任意の報酬委員会に説明、提案し、任意の報酬委員会で審議の後、取締役会に答申しております。取締役会は任意の報酬委員会の答申を最大限に尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

なお、当社の報酬委員会は、取締役会で選任された6名の取締役が委員であり、過半数が東京証券取引所の基準を満足する独立役員である社外取締役かつ委員長はその中から指名された

社外取締役で構成しております。

- ③当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の額については、上記②基本方針の内容の概要における各決定方針に則り算定し、その内容を報酬委員会にて取締役ごとに審議・評価を行いました。報酬委員会への諮問を経て提言された当該連結会計年度に係る報酬額は、役職別の支給基準に基づき評価・決定されていることを確認できたため、2020年6月26日開催の取締役会で、承認いたしました。

A 指標の内容

業績目標達成度の業績連動指標は、営業利益率（連結ベース、以下同様）を採用しています。業績連動部分は、毎年の業務計画達成度に応じて0%もしくは100%としており、業績指標の目標達成度に達しているか達していないかで決定します。なお、減損などの特殊要因、他の経営指標（フリー・キャッシュ・フロー等）や重要な不祥事や事故などの特段の勘案すべき要素があった場合には、報酬委員会に諮問します。

業績目標達成度係数＝営業利益率の目標値と実績値を比較し、実績値が目標値と同水準以上の場合に100%と設定しています。なお、2020年3月期の営業利益率は、1.4%でした。

B 指標を選択した理由

営業利益率を業績連動指標係数として選択した理由は、当社グループ一体となり本業から創出した利益を適正に反映する評価指標として営業利益率が該当するためです。

C 業績連動報酬の額の決定方法

取締役の報酬の額の決定方法は、「(エ) 取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定に関する方針」に記載のプロセスを経て決定しています。

- (2) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において年額6億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会において、株式報酬の額を年額1億2,000万円以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月10日開催の第70回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(3) 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				
			固定報酬			業績連動報酬	
			金銭		非金銭報酬	金銭賞与	非金銭報酬
			基本報酬	賞与			
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (2名)	201百万円 (11百万円)	109百万円 (11百万円)	64百万円 (－)	28百万円 (－)	0百万円 (－)	0百万円 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	24百万円 (12百万円)	24百万円 (12百万円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合 計	9名 (4名)	226百万円 (23百万円)	133百万円 (23百万円)	64百万円 (－)	28百万円 (－)	0百万円 (－)	0百万円 (－)

- (注) 1.業績連動報酬は、金銭報酬と譲渡制限付株式報酬としています。
 2.非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬としています。
 3.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. その他当社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

① 社外取締役 大下政司氏

- ・一般社団法人日本自動車部品工業会の副会長・専務理事を務めており、当社と同会との間には会費支払いの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。
- ・一般財団法人日本自動車研究所の理事を務めており、同会との間には認証事業での取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同団体の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。

② 社外取締役 森谷弘史氏

- ・マレリ株式会社の会長を務めており、当社と同社との間には自動車部品の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満です。

(2) 特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動及び期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	大下 政司	15回/ 15回	—	経済産業省での職務を通じて培われた幅広い見識から取締役の職務執行や企業法務に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役	森谷 弘史	12回/ 12回 (注)	—	グローバルな自動車部品製造企業の経営者として、経営に対するアドバイス及び重要事項に関する意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	辻 千 晶	15回/ 15回	13回/ 13回	弁護士として専門的な見地から取締役の職務執行や企業法務に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	小川 千恵子	15回/ 15回	13回/ 13回	公認会計士として専門的な見地から取締役の職務執行や財務会計に関する重要な事項に関して、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

(注) 社外取締役へ就任以降に開催された取締役会

IV. 当社の体制及び方針

1. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は2018年5月24日に公表した中期経営計画「Yorozu Spiral-up Plan 2020」(2018年度～2020年度)におきまして、株主還元施策の拡充として連結配当性向目標35%の継続を掲げております。

この方針のもと、原則として当社の配当は親会社株主に帰属する当期純利益に連動させることとしておりますが、当期においては新型コロナウイルスの感染拡大に伴う得意先の稼働停止や減産の影響により、売上が大きく減少したことによる利益減少に加え、減損損失の計上により、当期純損失という厳しい結果となりました。しかしながら、この減損損失はキャッシュフローの減少を伴わない費用であることに鑑み、株主さまのご支援に報いるため、当期の期末配当については、3月25日に公表いたしました1株当たり13円を変更せずに実施させていただきます。

(参考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「当社の体制及び方針」の一部を当社ウェブサイトに掲載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	63,721	流 動 負 債	39,331
現金及び預金	29,259	支払手形及び買掛金	13,982
受取手形及び売掛金	17,864	電子記録債務	923
電子記録債権	2,088	短期借入金	3,200
有償支給未収入金	868	一年内返済予定の長期借入金	13,051
製 品	3,696	未 払 金	829
原材料及び貯蔵品	893	未 払 法 人 税 等	916
部 分 品	2,194	未 払 費 用	2,600
仕 掛 品	3,694	賞 与 引 当 金	1,285
未 収 入 金	1,543	役 員 賞 与 引 当 金	64
そ の 他	2,022	そ の 他	2,477
貸 倒 引 当 金	△405	固 定 負 債	29,653
固 定 資 産	71,001	長期借入金	26,614
有 形 固 定 資 産	59,820	退職給付に係る負債	1,428
建物及び構築物	13,810	そ の 他	1,610
機械装置及び運搬具	33,613	負 債 合 計	68,984
工具、器具及び備品	2,375	(純 資 産 の 部)	
土 地	2,554	株 主 資 本	61,295
建 設 仮 勘 定	7,466	資 本 本 金	6,200
無 形 固 定 資 産	202	資 本 剰 余 金	9,762
投 資 其 他 の 資 産	10,978	利 益 剰 余 金	46,925
投資有価証券	6,462	自 己 株 式	△1,593
繰延税金資産	2,772	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△7,912
そ の 他	1,742	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,690
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△9,998
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△604
		新 株 予 約 権	617
		非 支 配 株 主 持 分	11,738
		純 資 産 合 計	65,738
資 産 合 計	134,723	負 債 及 び 純 資 産 合 計	134,723

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額
売上						高価	118,863
販売	上	上	原	総	管	理	106,626
費	及	び	一	般	管	理	12,237
営	業	外	業	利	費	益	11,859
受	受	取	配	利	当	息	377
為	為	替	整	差	成	金	189
雇	雇	調	金	助	成	益	102
補	補	助	の	収	入	金	613
そ	そ		計		他	益	705
						金	27
						入	77
						他	1,715
営	業	外	費	用			
支	払	テ	イ	ブ	評	価	572
デ	リ	バ	の	計			68
そ							2
							643
							1,449
特	別	資	利	益	却	益	125
固	定	取	産	売	償	金	116
受			補			他	36
そ			の				279
			計				
特	別	損	損	失			
減	損	損	損	失			4,973
新	型	ウ	イ	ル	ス	感	966
型	コ	ロ	ナ	ウ	イ	ル	71
そ	の	計					6,011
税	金	等	調	整	前	当	純
法	人	税	住	民	税	及	び
法	人	税	等	調	整	事	業
						税	額
							△4,282
							1,989
							582
							△6,854
当	期	純	損	失			
非	支	配	株	主	に	帰	属
親	会	社	株	主	に	帰	属
							する
							当期
							純
							損
							失
							△6,195

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計
当連結会計年度期首残高	6,200	9,874	53,429	△1,827	67,677
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△309		△309
親会社株主に帰属する当期純利益			△6,195		△6,195
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△45		233	188
連結子会社の増資による持分の増減					-
連結子会社株式の取得による持分の増減		△65			△65
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△111	△6,504	233	△6,381
当連結会計年度末残高	6,200	9,762	46,925	△1,593	61,295

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 有 価 評 価 差 額	他 の 債 券 金	為 替 換 算 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額			
当連結会計年度期首残高	1,301	△8,818	△551	△8,068	737	14,204	74,550
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△309
親会社株主に帰属する当期純利益							△6,195
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							188
連結子会社の増資による持分の増減							-
連結子会社株式の取得による持分の増減							△65
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,389	△1,180	△53	155	△119	△2,466	△2,430
連結会計年度中の変動額合計	1,389	△1,180	△53	155	△119	△2,466	△8,811
当連結会計年度末残高	2,690	△9,998	△604	△7,912	617	11,738	65,738

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	28,384	流動負債	21,660
現金及び預金	13,300	電子記録債務金	905
電子記録債権	2,029	買掛金	7,925
売掛金	7,812	短期借入金	2,998
有償支給未収入金	3,285	一年内返済予定の長期借入金	8,157
製什掛品	89	未払払費金	567
仕未収入金	219	賞与引当金	448
その他の	1,509	役員賞与引当金	373
固定資産	138	その他の	64
有形固定資産	52,687	固定負債	17,662
建物	10,580	長期借入金	13,764
構築物	2,472	関係会社長期借入金	2,767
機械及び装置	217	繰延税金負債	714
車両運搬具	4,762	退職給付引当金	67
工具、器具及び備品	5	その他	348
土地	528	負債合計	39,322
建設仮勘定	1,561		
無形固定資産	1,032	(純資産の部)	
ソフトウェア	159	株主資本	38,440
投資その他の資産	41,946	資本剰余金	6,200
投資有価証券	6,459	資本剰余金	10,334
関係会社株式	30,383	資本準備金	6,888
関係会社出資	3,343	その他資本剰余金	3,445
関係会社長期貸付	1,313	利益剰余金	23,498
その他	445	利益準備金	868
		その他利益剰余金	22,630
		固定資産圧縮積立金	95
		別途積立金	23,000
		繰越利益剰余金	△464
		自己株式	△1,593
		評価・換算差額等	2,691
		その他有価証券評価差額金	2,691
		新株予約権	617
		純資産合計	41,749
資産合計	81,071	負債及び純資産合計	81,071

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,684
売上原価	31,771
売上総利益	6,913
販売費及び一般管理費	5,557
営業利益	1,355
営業外収益	33
受取利息	3,045
受雇生命保険の計	283
配当金	18
調整の計	7
	3,387
営業外費用	89
支払バテの計	91
リースの評価	68
その他の計	2
	251
経常利益	4,490
特別利益	36
投資有価証券売却益	36
特別損失	22
固定資産売却損	20,000
関係会社株対の計	20
環境	0
その他	20,045
税引前当期純損失	△15,517
法人税、法人税	1,160
前期	22
当期末純損失	△16,700

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 計
当事業年度期首残高	6,200	6,888	3,490	10,379
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△45	△45
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計			△45	△45
当事業年度末残高	6,200	6,888	3,445	10,334

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当事業年度期首残高	868	39,640	40,508	△1,827	55,262
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△309	△309		△309
当期純損失		△16,700	△16,700		△16,700
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				233	188
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計		△17,009	△17,009	233	△16,821
当事業年度末残高	868	22,630	23,498	△1,593	38,440

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資	産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等			
当事業年度期首残高	1,302	1,302	737		57,301
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△309
当期純損失					△16,700
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					188
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,388	1,388	△119		1,268
事業年度中の変動額合計	1,388	1,388	△119		△15,552
当事業年度末残高	2,691	2,691	617		41,749

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
当事業年度期首残高	95	23,000	16,545	39,640
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△309	△309
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当期純損失			△16,700	△16,700
事業年度中の変動額合計	—	—	△17,009	△17,009
当事業年度末残高	95	23,000	△464	22,630

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 本 千 人 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 表 晃 靖 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨロズの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨロズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 ヨロズ
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 本 千 人 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 表 晃 靖 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨロズの2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に関して業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ヨロズ 監査等委員会

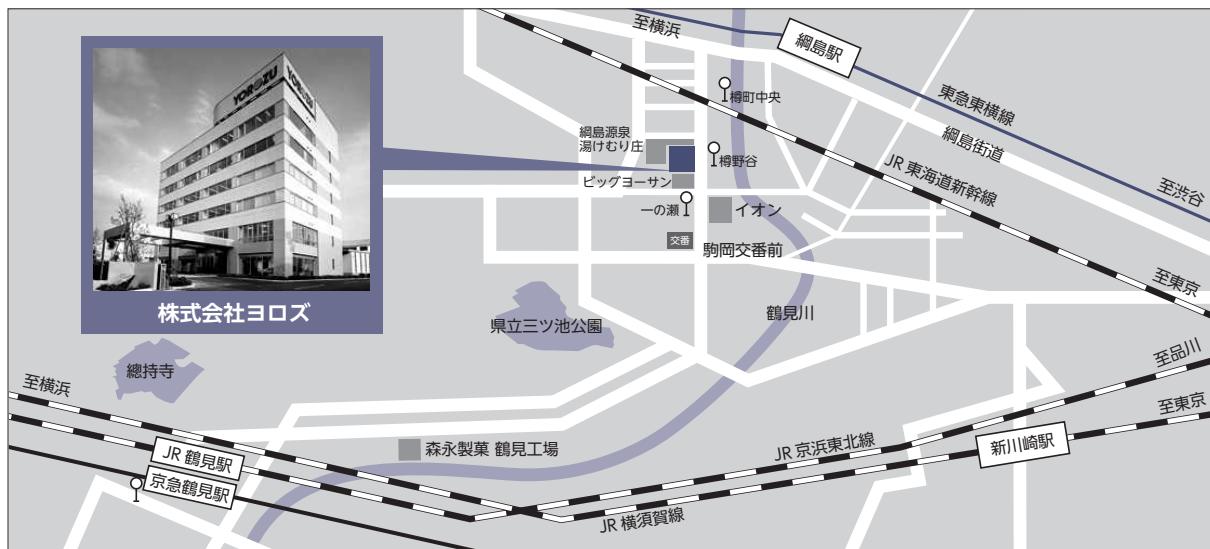
監査等委員	辻 千 晶	㊟
常勤監査等委員	三 浦 靖	㊟
監査等委員	小 川 千 恵 子	㊟

(注) 監査等委員辻千晶及び小川千恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 横浜市港北区榑町三丁目7番60号
株式会社ヨロズ 本社ビル
電話 045 (543) 6800



※駐車スペースに限りがございますので、お車でのご来場は極力ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

交通機関

東急	東横線 網島駅	▶	横浜市営バス鶴見駅行 川崎鶴見臨港バス川崎駅行	▶	榑野谷下車 1分 (バス所要 5分)
J R 京急	京浜東北線 鶴見駅 京急鶴見駅	▶	横浜市営バス網島駅行	▶	榑野谷下車 1分 (バス所要 30分)
J R	東海道新幹線 新横浜駅	▶		▶	タクシー 20分
J R	横須賀線 新川崎駅	▶		▶	タクシー 15分

会
場

- (注) 1. 「榑野谷」バス停下車 1分です。手前の停留所は、網島からの場合「榑町中央」、鶴見からの場合「一の瀬」です。
2. 新横浜駅及び新川崎駅からタクシーの場合、目標を駒岡方面と伝えてからヨロズの社名を言って下さい。(交通事情の悪い時があります。余裕をもってお出かけ下さい。)

株式会社 **ヨロズ**

<http://www.yorozu-corp.co.jp>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントが
採用しています。